

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 28 日 (火) 第3300号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
○鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (※)
(環境林務課取扱い) 2
○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※) (社会福祉課取扱い) 2
○武器等製造法施行細則 (※) (消防保安課取扱い) 9

告 示

- 学校法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正 (※) (学事法制課取扱い) 13
○保安林の指定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 13
○保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 14
○漁船保険付保義務発生 (16件) (水産振興課取扱い) 14
○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (12件) (畜産課取扱い) 16
○県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課取扱い) 21
○道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 21
○道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 22
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) (砂防課取扱い) 23
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 23
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 24
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 25
○証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 28

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 28

人 事 委 員 会 規 則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 29

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 30

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 30

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第14号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則 (平成6年鹿児島県規則第66号) の一部を次のように改正する。

別表第1の3(2)の表中「経営数学」を「簿記論Ⅲ」に改め、別表第1の4の表中「数学の世界」を「ライフプランニング」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一部商経学科経営情報専攻の授業科目である簿記論Ⅲ及び第二部商経学科の授業科目であるライフプランニングについては、改正後の学則別表第 1 に定めるところにより、当該学生も履修することができる。

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第15号

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年鹿児島県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表に次のように加える。

山村振興法（昭和40年法律第64号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意（同法第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項の変更の同意を含む。）を得た計画に従って同法第 8 条第 6 項第 1 号の森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5 年以内
木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3 年以内

別記第 1 号様式中

「

新品・中古（ <input type="text"/> 年製造）

」を「

①更新・新規 ②新品・中古（ <input type="text"/> 年製造） ③購入・賃貸

」に、

「10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 9 条第 1 項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。」

を

「10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 9 条第 1 項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。」

11 山村振興法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

12 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第16号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和62年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に、「第43条第3項」を「第45条の36第4項」に、

「	法第49条第2項	社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）	第6号様式	を
	法第49条第2項	社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）	第7号様式	
	法第59条第1項	社会福祉法人現況報告書	第7号様式の2	
」				
「	法第50条第3項	社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）	第6号様式	に
	法第54条の6第2項	社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）	第7号様式	
」				

改める。

別記第1号様式（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内						訳		
		社会福祉事業用財産		③公 益 事業用 財 産	④収 益 事業用 財 産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負 債			
		①基本財産	②その他財産							
	円	円	円	円	円	円	円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事，監事又は評議員の別※	氏 名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）				他の社会福祉法人の理事長への就任状況		
				事 業 経 営 見 識	地 域 福 祉 関 係	管 理 者	事 業 見 識	財 務 管 理 見 識	有 無	法 人 名

注1 ※印欄の理事のうち，理事長予定者については，○を付けること。
 2 この申請書には，社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類及び不動産の価格評価書その他の知事が必要と認める書類を添付すること。

別記第2号様式（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に、「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改める。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に、「第43条第3項」を「第45条の36第4項」に改める。

別記第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」

に、

純 額
⑤ - ⑥

を

純 資 産
⑤ - ⑥

に、

②運用財産

を

「

②その他財産

に、

⑤積極財産
①+②+③+④

を

⑤財産計
①+②+③+④

に改める。

別記第5号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に改める。

別記第6号様式（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に、「第49条第2項」を「第50条第3項」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内						訳		
		社会福祉事業用財産		③公 益 事業用 財 産	④収 益 事業用 財 産	⑤財産計		⑥負 債		
		①基本財産	②その他財産			①+②+③+④				
		円	円	円	円	円	円	円		
合 併 後 存 続 す る 法 人	理事，監事又は評議員の別※	氏 名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事 業 経 営 見 識	地 域 福 祉 関 係	管 理 者	事 業 見 識	財 務 管 理 見 識	有 無	法 人 名
	引き続き役員等となる者									
	新たに役員等となる者									

注 1 ※印欄の理事のうち，理事長については，○を付けること。
 2 この申請書には，社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び不動産の価格評価書その他の知事が必要と認める書類を添付すること。

別記第7号様式（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に、「第49条第2項」を「第54条の6第2項」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内					訳			
		社会福祉事業用財産		③公益 事業用 財 産	④収 益 事業用 財 産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負 債			
		①基本財産	②その他財産							
	円	円	円	円	円	円				
合 併 に よ り 設 立 す る べ き 人 者	理事、監事又は評議員の別※	氏 名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉法人の理事長への就任状況		
				事業 経 識	地 域 福 祉 関 係	管 理 者	事 業 見	財 務 管 理 見	有 無	法 人 名

注1 ※印欄の理事のうち、理事長については、○を付けること。
 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び不動産の価格評価書その他の知事が必要と認める書類を添付すること。

別記第7号様式の2を削る。

別記第17号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「代表者」を「理事長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

武器等製造法施行細則をここに公布する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第17号

武器等製造法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下この条及び次条第2項において「法」という。）の施行に関し、法、武器等製造法施行令（昭和28年政令第198号）及び武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号。第3条において「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者（次項において「猟銃等製造事業者等」という。）は、毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の業務について、それぞれ猟銃等製造報告書（別記第1号様式）又は猟銃等販売報告書（別記第2号様式）により翌年度の4月30日までに、知事に報告しなければならない。

2 猟銃等製造事業者等は、法第17条第1項又は第19条第1項の許可の申請の内容に変更が生じたとき（法第20条において準用する法第8条第1項又は第12条第1項の許可の申請をするときを除く。）は、遅滞なく、^{猟銃等製造事業}許可申請書記載事項等変更報告書（別記第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（提出書類の部数）

第3条 省令又はこの規則に基づいて知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

※整理番号	
※受理日	年 月 日

猟銃等製造報告書（ 年度分）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 氏名 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度の業務について、武器等製造法施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工場（事業場） の名称及び所在地					
猟銃等の種類	前年度末 在庫数量	製造数量	出庫数量	年度末 在庫数量	備考

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の業務について、翌年度の4月30日までに報告すること。

第2号様式（第2条関係）

※整理番号	
※受理日	年 月 日

猟銃等販売報告書（ 年度分）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 氏名 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度の業務について、武器等製造法施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

店舗の名称及び所在地					
猟銃等の種類	前年度末在庫数量	在庫数量	引渡数量	年度末在庫数量	備考

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の業務について、翌年度の4月30日までに報告すること。

第3号様式（第2条関係）

※整理番号	
※受理日	年 月 日

猟銃等製造事業
許可申請書記載事項等変更報告書
猟銃等販売事業

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

武器等製造法第17条第1項の許可の申請の内容に変更が生じたので、武器等製造法施行細則第2条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号
工場（事業場）又は店舗の名称及び所在地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
変 更 事 項	変 更 前 変 更 後
氏名（法人にあつては、名称又は代表者若しくは役員の氏名）	
工場（事業場）又は店舗の名称	
製造又は保管のための設備	
事業開始の予定時期	
工場又は事業場の図面	
事業計画書の記載事項	
定 款	

- 添付書類 1 氏名の変更の場合は、その者の戸籍謄本又は戸籍抄本
2 法人の名称変更の場合は、登記事項証明書
3 代表者又は役員の変更の場合は、登記事項証明書及び代表者又は役員の身分証明書
4 定款の変更の場合は、変更後の定款の写し

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

- 2 変更がない変更事項の欄は、斜線により抹消すること。

告 示

鹿児島県告示第385号

平成21年3月13日鹿児島県告示第321号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、平成29年3月28日から施行する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1の(2)中「及び第3項」を「、第3項及び第12項」に改める。

2中「平成19年総務省告示第618号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。

鹿児島県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

日置市吹上町和田字上床3610番，3611番，3613番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

日置市吹上町和田字垣堀4429番，字穴解4526番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

日置市吹上町和田字樟脳屋8344番，字柗井前8382番，字大丸8760番2，字藤ヶ迫8816番1，字唐島8857番，8858番1，字猿田8860番9，8861番10，8861番11，8863番1（次の図に示す部分に限る。），8864番，8866番2，字稲ヶ尾8870番1，字平生大谷迫8919番，8920番，8920番2，字兜石9073番，字鼓石9080番8，9080番10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

大島郡和泊町大字畦布字名波武多1294番1（次の図に示す部分に限る。），1294番2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第390号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，東加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第391号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，里加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第392号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第393号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、加世田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第394号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、久志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第395号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、かいゑい加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第396号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、指宿加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩本加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、福山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第400号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多岬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第401号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第402号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、船間加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第403号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、内之浦加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第404号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、志布志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第405号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宇検加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第406号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの
- 2 検査の方法
ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
日置市（旧伊集院町），南九州市（旧知覧町），出水市（旧高尾野町，旧野田町），伊佐市（旧大口市），霧	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の

島市（旧溝辺町）、志布志市（旧松山町、旧志布志市）、鹿屋市（旧串良町）、西之表市その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めた区域	長が指定する日
--	---------

鹿児島県告示第407号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第408号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌の軽種馬、競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬（いずれも平成29年4月1日前5年間において当該検査を実施したものを除く。）及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第409号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

細菌学的検査, 血清学的検査, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第410号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

凝集反応検査, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第411号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法, 酵素免疫測定法, 中和試験, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第412号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏、あひる、うずら、七面鳥、キジ、ダチョウ及びホロホロ鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（ダチョウについては、10羽以上）飼養する農家で、別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第413号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第414号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験、酵素免疫測定法、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第415号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ病、結核病、牛カンピロバクター症及びトリコモナス病、供卵牛の結核病、種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフス及び馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては凝集反応検査、酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査、牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法、培養検査、疫学的検査又は臨床検査、トリコモナス病にあつては顕微鏡検査、疫学的検査又は臨床検査、オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査、馬パラチフスにあつては凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査、馬伝染性貧血にあつては寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第416号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚コレラの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、中和試験、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第417号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，酵素免疫測定法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，細菌検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第418号

土地改良事業県営広域営農団地農道整備（農道整備）日置南部地区の工事は、平成22年6月16日に完了した。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第419号

土地改良事業県営用排水施設整備（土砂崩壊防止）（農業用排水施設整備）御所ノ浦地区の工事は、平成28年12月5日に完了した。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	牧園薩摩線	薩摩郡さつま町永野字野中1010番3地先内	前	14.9～18.5	9.8
		薩摩郡さつま町永野字野中1010番3地先から同町永野字山ノ口5828番2地先まで	後	9.0～51.4	1,173.6

鹿児島県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市浜田町1467番1地先から同市大始良町1344番1地先まで	前	12.2～22.6	185.4
			後	12.4～23.8	185.4

鹿児島県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字堂山平682番1地先内 いちき串木野市荒川字堂山平684番1地先から682番1地先まで	前	12.4～43.7	17.8
			後	25.7～52.5	57.4

鹿児島県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字堂山平684番1地先から682番1地先まで	平成29年3月28日

鹿児島県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	針持永野線	薩摩郡さつま町永野字下丁場1225番3地先内	前	7.0～9.5	6.0
		薩摩郡さつま町永野字下丁場1225番3地先から1224番5地先まで	後	7.0～20.8	126.4

鹿児島県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	針持永野線	薩摩郡さつま町永野字下丁場1224番1地先から1224番5地先まで	平成29年3月28日

鹿児島県告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・久保田5，急・久保田6，急・鈴木段1，急・鈴木段2，急・鈴木段3，急・鈴木段4，急・鈴木段5，急・鈴木段19，急・南畑1，急・南畑2，急・尻無浜1，急・南畑3，急・南畑4，急・鈴木段20及び急・南畑7
	薩摩川内市	急・猿喰尻3
	さつま町	急・鳥越1
土石流	阿久根市	土・南畑1，土・南畑2，土・南畑3及び土・南畑4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・鳥越1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・南畑1, 急・南畑2, 急・南畑3, 急・南畑4, 急・南畑7, 急・尻無浜1, 急・久保田5, 急・久保田6, 急・鈴木段1, 急・鈴木段2, 急・鈴木段3, 急・鈴木段4, 急・鈴木段5, 急・鈴木段19, 急・鈴木段20及び急・鈴木段25
	薩摩川内市	急・石堂1, 急・浦田1, 急・浦田2, 急・浦田3, 急・浦田4, 急・浦田5, 急・浦田6, 急・浦田7, 急・浦田8, 急・浦田9, 急・浦田10, 急・浦田11, 急・浦田12, 急・浦田13, 急・浦田14, 急・浦田15, 急・浦田16, 急・浦田17, 急・浦田18, 急・七迫1, 急・七迫2, 急・深田1, 急・岩下2, 急・登瀬坂1, 急・古城1, 急・宇都6, 急・古城2, 急・登瀬坂2, 急・内田1, 急・佐山1, 急・深田2, 急・穴田2, 急・寺ヶ原1, 急・山仁田4, 急・岩塚1, 急・岩塚2, 急・前原1, 急・前畑1, 急・前畑2, 急・柏ノ木1, 急・永迫1, 急・宇都7, 急・薬師院1, 急・薬師院2, 急・内田2, 急・大瀬戸1, 急・深田3, 急・通山7, 急・柏ノ木2, 急・頭無1, 急・岩塚3, 急・石井手1, 急・石井手2, 急・城内5, 急・城内2, 急・城内3, 急・谷ノ口1, 急・谷ノ口2, 急・谷ノ口3, 急・荒川内西1, 急・小路1, 急・谷ノ口4, 急・谷ノ口5, 急・谷ノ口6, 急・谷ノ口7, 急・谷ノ口8, 急・谷ノ口9, 急・谷ノ口10, 急・谷ノ口11, 急・荒川内西2, 急・城内4, 急・小路2, 急・小路3, 急・谷ノ口12, 急・谷ノ口13, 急・猿喰尻3, 急・矢筈野1, 急・矢筈野2, 急・阿母8, 急・阿母9, 急・阿母10及び急・阿母11
	さつま町	急・鳥越1
土石流	阿久根市	土・南畑1, 土・南畑2, 土・南畑3, 土・南畑4, 土・南畑7, 土・南畑8, 土・南畑9, 土・南畑10, 土・南畑11, 土・南畑12, 土・久保田6, 土・久保田7, 土・久保田8及び土・鈴木段8
	薩摩川内市	土・石堂1, 土・浦田1, 土・浦田2, 土・浦田3, 土・石堂2, 土・浦田4, 土・浦田5, 土・浦田6, 土・浦田7, 土・浦田8, 土・浦田9, 土・浦田10, 土・浦田11, 土・浦田12, 土・浦田13, 土・浦田14, 土・浦田15, 土・浦田16, 土・七迫1, 土・山仁田2, 土・原道1, 土・頭無1及び土・越之元1
	さつま町	土・小松原2

地滑り | 阿久根市 | 地・戸柱1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・南畑1，急・南畑2，急・南畑3，急・南畑4，急・南畑7，急・尻無浜1，急・久保田5，急・久保田6，急・鈴木段1，急・鈴木段2，急・鈴木段3，急・鈴木段4，急・鈴木段5，急・鈴木段19，急・鈴木段20及び急・鈴木段25
	薩摩川内市	急・石堂1，急・浦田1，急・浦田2，急・浦田3，急・浦田4，急・浦田5，急・浦田6，急・浦田7，急・浦田8，急・浦田9，急・浦田10，急・浦田11，急・浦田12，急・浦田13，急・浦田14，急・浦田15，急・浦田16，急・浦田17，急・浦田18，急・七迫1，急・七迫2，急・深田1，急・岩下2，急・登瀬坂1，急・古城1，急・宇都6，急・古城2，急・登瀬坂2，急・内田1，急・佐山1，急・深田2，急・穴田2，急・寺ヶ原1，急・山仁田4，急・岩塚1，急・岩塚2，急・前原1，急・前畑1，急・前畑2，急・柏ノ木1，急・永迫1，急・宇都7，急・薬師院1，急・薬師院2，急・内田2，急・深田3，急・通山7，急・頭無1，急・岩塚3，急・石井手1，急・城内5，急・城内2，急・城内3，急・谷ノ口1，急・谷ノ口2，急・谷ノ口3，急・荒川内西1，急・小路1，急・谷ノ口4，急・谷ノ口5，急・谷ノ口6，急・谷ノ口7，急・谷ノ口8，急・谷ノ口9，急・谷ノ口10，急・谷ノ口11，急・荒川内西2，急・城内4，急・小路2，急・小路3，急・谷ノ口12，急・谷ノ口13，急・猿喰尻3，急・矢筈野1，急・矢筈野2，急・阿母8，急・阿母9，急・阿母10及び急・阿母11
	さつま町	急・鳥越1
土石流	阿久根市	土・南畑4，土・南畑7，土・南畑9，土・南畑11，土・南畑12，土・久保田6，土・久保田7及び土・久保田8
	薩摩川内市	土・石堂1，土・浦田2，土・浦田3，土・石堂2，土・浦田4，土・浦田5，土・浦田6，土・浦田9，土・浦田10，土・浦田12，土・浦田14及び土・七迫1
	さつま町	土・小松原2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・前田1, 急・針原1, 急・前田2, 急・前田3, 急・櫓木1, 急・櫓木2, 急・米ノ津駅通り1, 急・平松上1, 急・平松上2, 急・上ノ原1, 急・朝熊1, 急・朝熊2, 急・朝熊3, 急・朝熊4, 急・朝熊5, 急・朝熊6, 急・朝熊7, 急・朝熊8, 急・朝熊9, 急・朝熊10, 急・豎馬場1, 急・上豎馬場1, 急・上豎馬場2, 急・上山崎1, 急・西之口1, 急・上豎馬場5, 急・西之口2, 急・小松1, 急・西之口3, 急・櫓木3, 急・西之口4, 急・西之口5, 急・西之口6, 急・西之口7, 急・西之口8, 急・西之口9, 急・諏訪馬場2, 急・山崎1, 急・上山崎2, 急・上山崎3, 急・小松2及び急・小松3
	長島町	急・母良木西1, 急・母良木東1, 急・母良木東2, 急・中南1, 急・中南2, 急・平尾中2, 急・汐見8, 急・汐見9, 急・平尾南8, 急・平尾南1, 急・平尾南2, 急・平尾南3, 急・平尾南5, 急・平尾南6, 急・犬鹿倉1, 急・犬鹿倉3, 急・汐見1, 急・汐見2, 急・汐見7, 急・馬込西1, 急・馬込東1, 急・馬込東2, 急・田尻西1, 急・藤之元1, 急・母良木西2, 急・萩之牟礼1, 急・萩之牟礼2, 急・平尾南7, 急・平尾南4, 急・犬鹿倉2, 急・汐見6, 急・汐見3, 急・汐見4, 急・汐見5, 急・馬込西2, 急・汐見渦1, 急・馬込東3及び急・馬込東4
土石流	出水市	土・櫓木1, 土・針原1, 土・針原2, 土・平松上1, 土・平松上2, 土・豊原1, 土・朝熊1, 土・沖田1, 土・朝熊4, 土・朝熊5, 土・切通1, 土・前田1, 土・前田2, 土・関外1, 土・朝熊2, 土・朝熊3, 土・西之口1及び土・西之口2
	長島町	土・萩之牟礼2, 土・平尾南1, 土・平尾南2, 土・汐見2, 土・馬込1, 土・馬込2, 土・馬込3, 土・馬込4, 土・汐見3, 土・平尾中2, 土・平尾南3及び土・汐見1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・前田1, 急・針原1, 急・前田2, 急・前田3, 急・

		櫓木1, 急・櫓木2, 急・米ノ津中1, 急・米ノ津駅通り1, 急・平松上1, 急・平松上2, 急・安原1, 急・上ノ原1, 急・豊原1, 急・朝熊1, 急・朝熊2, 急・朝熊3, 急・朝熊4, 急・朝熊5, 急・朝熊6, 急・朝熊7, 急・朝熊8, 急・朝熊9, 急・朝熊10, 急・櫓木3, 急・豎馬場1, 急・上豎馬場1, 急・上豎馬場2, 急・上山崎1, 急・西之口1, 急・上豎馬場5, 急・西之口2, 急・上山崎2, 急・小松1, 急・西之口3, 急・西之口4, 急・西之口5, 急・西之口6, 急・西之口7, 急・西之口8, 急・西之口9, 急・西之口10, 急・西之口11, 急・諏訪馬場2, 急・山崎1, 急・上山崎3, 急・上山崎4, 急・小松2及び急・小松3
	長島町	急・藤之元1, 急・母良木西1, 急・母良木東1, 急・母良木東2, 急・母良木西2, 急・平尾中2, 急・萩之牟礼1, 急・萩之牟礼2, 急・中南1, 急・中南2, 急・汐見8, 急・汐見9, 急・平尾南7, 急・平尾南8, 急・平尾南1, 急・平尾南2, 急・平尾南3, 急・平尾南4, 急・平尾南5, 急・平尾南6, 急・犬鹿倉1, 急・犬鹿倉2, 急・犬鹿倉3, 急・汐見1, 急・汐見6, 急・汐見2, 急・汐見3, 急・汐見4, 急・汐見5, 急・汐見7, 急・馬込西1, 急・馬込西2, 急・汐見淵1, 急・馬込東1, 急・馬込東2, 急・馬込西3, 急・馬込東3, 急・馬込東4及び急・田尻西1
土石流	出水市	土・切通1, 土・前田1, 土・前田2, 土・櫓木1, 土・関外1, 土・針原1, 土・針原2, 土・平松上1, 土・平松上2, 土・豊原1, 土・朝熊1, 土・朝熊2, 土・朝熊3, 土・沖田1, 土・朝熊4, 土・朝熊5, 土・西之口1及び土・西之口2
	長島町	土・萩之牟礼2, 土・平尾中2, 土・平尾南1, 土・平尾南2, 土・平尾南3, 土・汐見1, 土・汐見2, 土・馬込1, 土・馬込2, 土・馬込3, 土・馬込4及び土・汐見3
地滑り	出水市	地・関外1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・前田1, 急・針原1, 急・前田2, 急・前田3, 急・櫓木1, 急・櫓木2, 急・米ノ津中1, 急・米ノ津駅通り1, 急・平松上1, 急・平松上2, 急・安原1, 急・上ノ原1, 急・豊原1, 急・朝熊1, 急・朝熊2, 急・朝熊3, 急・朝熊4, 急・朝熊5, 急・朝熊6, 急・朝熊7, 急・

		朝熊8，急・朝熊9，急・朝熊10，急・櫓木3，急・豎馬場1，急・上豎馬場1，急・上豎馬場2，急・上山崎1，急・西之口1，急・上豎馬場5，急・西之口2，急・上山崎2，急・小松1，急・西之口3，急・西之口4，急・西之口5，急・西之口6，急・西之口7，急・西之口8，急・西之口9，急・西之口10，急・西之口11，急・諏訪馬場2，急・山崎1，急・上山崎3，急・上山崎4，急・小松2及び急・小松3
	長島町	急・藤之元1，急・母良木西1，急・母良木東1，急・母良木東2，急・母良木西2，急・平尾中2，急・萩之牟礼1，急・萩之牟礼2，急・中南1，急・中南2，急・汐見8，急・汐見9，急・平尾南7，急・平尾南8，急・平尾南1，急・平尾南2，急・平尾南3，急・平尾南4，急・平尾南5，急・平尾南6，急・犬鹿倉1，急・犬鹿倉2，急・犬鹿倉3，急・汐見1，急・汐見6，急・汐見2，急・汐見3，急・汐見4，急・汐見5，急・汐見7，急・馬込西1，急・馬込西2，急・汐見潟1，急・馬込東1，急・馬込東2，急・馬込西3，急・馬込東3，急・馬込東4及び急・田尻西1
土石流	出水市	土・切通1，土・関外1，土・豊原1，土・朝熊1，土・朝熊2，土・沖田1，土・朝熊4，土・朝熊5及び土・西之口2
	長島町	土・平尾中2，土・平尾南2，土・平尾南3，土・汐見2，土・馬込1，土・馬込2，土・馬込3，土・馬込4及び土・汐見3

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第433号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により，収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
始良市 市長 笹山義弘	始良市宮島町25番地	始良市東餅田336番地 始良市民サービスセンター	平成29年3月27日

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「課程」の次に「，修業年限」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条第1項中「終る」を「終わる」に改める。

第7条第1項第1号中「4月5日」を「同月5日」に改め、同項第5号中「3月31日」を「同月31日」に改める。

第8条第1項中「学習指導要領の基準により」を「高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）（別表第2の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）の校長にあつては学習指導要領及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成16年文部科学省告示第61号）とし、別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）の校長にあつては学習指導要領及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成10年文部省告示第154号）とする。）に基づき」に改める。

第8条の2第1項中「別表第2の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）」を「連携型高等学校」に、「同表」を「別表第2」に改める。

第8条の3第1項中「別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）」を「併設型高等学校」に、「同表」を「別表第3」に改める。

第15条第1項中「準ずる学校」の次に「若しくは義務教育学校」を、「卒業した者」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同条第2項中「準ずる学校」の次に「若しくは中等教育学校」を加える。

別表第1中「学校名」を「名称」に、

鹿児島県立穎娃高等学校	南九州市	全日制	3年	普通科，機械電気科， 機械科，電気科
-------------	------	-----	----	-----------------------

を

鹿児島県立穎娃高等学校	南九州市	全日制	3年	普通科，機械電気科
-------------	------	-----	----	-----------

に、

鹿児島県立出水工業高等学校	出水市	全日制	3年	機械電気科，電子機械科， 電気科，建築科
---------------	-----	-----	----	-------------------------

を

鹿児島県立出水工業高等学校	出水市	全日制	3年	機械電気科，建築科
---------------	-----	-----	----	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和36年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「当該試験」を「当該選考」に改める。

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 警察官の階級上の職（巡査の職に限る。）への採用試験の実施に関する事務及びこれに伴う採用候補者名簿の作成

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第35号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ遠山の金さん 二人の 遠山桜39	株式会社藤商事	7P0106
ぱちんこ遊技機	C R A大海物語スペシャルS A P 1 3	株式会社三洋物産	7P0023
ぱちんこ遊技機	C R ドロンボーM B B	株式会社サンスリー	6P1697
ぱちんこ遊技機	C R 花菱Z F - T	株式会社ジェイビー	6P0971
ぱちんこ遊技機	C R 花菱M F - T	株式会社ジェイビー	6P1021
ぱちんこ遊技機	C R 花菱A X	株式会社ジェイビー	6P1501
ぱちんこ遊技機	C R ロボゲイシャ1 9 9 L	豊丸産業株式会社	7P0121
ぱちんこ遊技機	C R ロボゲイシャ9 9 V	豊丸産業株式会社	7P0131

公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 貴重品運搬警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

平成29年 7 月 7 日 (金) 午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

平成29年 7 月 6 日 (木) 午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 貴重品運搬警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成29年5月8日（月）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通

(オ) 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受け

- た後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通
- イ 貴重品運搬警備業務2級
- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
- 県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
- 受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
- 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時に限る。）を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
- 電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）